㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県伊豆市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊豆市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県伊豆市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡阿南町字南條二三六五の一、二三六六、字西條一七六六の四一（国有林）、一七六六の一、一七六六の二、一七六七の一〇、一七六七の二四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県北安曇郡白馬村大字神城字栃木沢一五二八九から一五三〇三まで、一五三〇四の一、一五三〇四の二、一五三〇五の一、一六八五八から一六八六〇まで、大字北城字ソウレイサワ一七九二一の一、一七九二一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ソウレイサワ一七九二一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県北安曇郡白馬村大字北城字大沢一九三〇二、大字神城字天狗山二二一二九、字北ノ入二二一三〇の一、二二一三〇の一五から二二一三〇の二八まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大沢一九三〇二（次の図に示す部分に限る。）、字北ノ入二二一三〇の一六から二二一三〇の二八まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県東筑摩郡生坂村大字東広津一四一九三の三七から一四一九三の三九まで・一四一九三の六六から一四一九三の六九まで（以上七筆国有林）、一二〇七六、一二〇七七、一二〇八三の口、一二一〇〇、一二三二四、一二三三五、一二三三八のイ、一二三三八の口、一二四八四から一二四八六まで、一二四九三、一二四九五から一二四九七まで、一二四九九、一二五〇二、一二五〇三、一二五〇五から一二五一〇まで、一二五一八から一二五二二まで、一二五三二から一二五三七まで、一二五三九から一二五四二まで、一二五五九、一二五六一、一二五六六から一二五六八まで、一二五七一から一二五七三まで、一二五七五から一二五七七まで、一二五八四、一四一九三の九、一四一九三の三六、一四一九三の五〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字東広津一四一九三の三七から一四一九三の三九まで・一四一九三の六六から一四一九三の六九まで（以上七筆国有林）、一四一九三の九、一四一九三の三六、一四一九三の五〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）